

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

- 第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。
2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。
(2) 甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

- 第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の入件費を負担しない。
2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

- 第4条 甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、年1回研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（守秘義務）

- 第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

- 第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年10月31日

（甲） 下田市東本郷一丁目5番18号

下田市長

石井直樹
下田市長之印

東伊豆町稻取3354番地

東伊豆町長

太田泰
東伊豆町長之印

河津町田中212番地の2

河津町長

橋井春次
河津町長之印

南伊豆町下賀茂328番地の2

南伊豆町長

鈴木史鶴
南伊豆町長之印

松崎町宮内301番地の1

松崎町長

三澤洋
松崎町長之印

西伊豆町仁科401番地の1

西伊豆町長

森井安彦
西伊豆町長之印

（乙） 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会

会長

木村保成
静岡県土地家屋調査士会之印